1、結婚に伴う資格取得

㋐ 配偶者に収入がない場合
①婚姻届受理証明書のコピー
②住民票のコピー（世帯全員分・続柄記載のもの）
③加入していた健康保険証のコピー
㋑ 退職した場合　　3へ

2、出生に伴う資格取得

①母子手帳の出生届出済証明欄のコピー
◎配偶者が他健保加入の場合、収入額を証明するもの（源泉徴収票のコピー等）
※被保険者（本人）被扶養者（家族）が出産した場合「出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書」も提出（添付書類は申請書の下部を参照）

3、被扶養者が退職をした場合

㋐ 被扶養者が退職後、雇用保険（失業手当）を受給しない場合
⇒下記①②および被扶養者申請申立書、または①③
㋑ 被扶養者が退職後、雇用保険（失業手当）を受給するが、基本手当日額が3，611円未満である場合　⇒　下記①②④
①住民票のコピー（世帯全員分・続柄記載のもの）
②（雇用保険に加入していた場合）雇用保険被保険者離職票の1と2のコピー
③（雇用保険に加入していなかった場合）健康保険資格喪失証明書
④雇用保険受給資格者証のコピー

4、被扶養者の雇用保険（失業手当）受給終了に伴う資格取得

①住民票のコピー（世帯全員分・続柄記載のもの）
②雇用保険受給資格者証、全てのページのコピー
③国民健康保険証のコピー

5、扶養する子どもを被扶養者にする場合

①住民票のコピー（世帯全員分・続柄記載のもの）
②夫妻それぞれの収入額を証明するもの
③申請の対象者が現在、加入している健康保険証のコピー

6、結婚、就職に伴う資格喪失

①共同健保の保険証
②加入先の健康保険証のコピー

7、収入超過に伴う資格喪失

①収入額を証明するもの
②共同健保の保険証
③加入先の健康保険証のコピー

8、死亡に伴う資格喪失

①共同健保の保険証
②死亡診断書

9、離婚に伴う資格喪失

①共同健保の保険証
②除籍謄本のコピー

10、扶養家族の変更に伴う資格喪失

①共同健保の保険証
②加入先の健康保険証のコピー
③夫妻それぞれの収入額を証明するもの

＊状況によって申立書（所定用紙）を提出していただく場合があります。